

△研究ノート▽

徳川光圀の世子決定事情

* 吉田 俊純

Who selected Mitukuni as the Second of the Daimyou Family Mito Tokugawa.

* Toshizumi YOSHIDA

キーワード：徳川、光圀、頼房、水戸家

一 光圀世子決定の問題点

光圀の父である水戸藩初代藩主徳川頼房は、側室であった久昌院谷久子の生んだ二人の子、すなわち最初の子で長男の頼重と七番目の子で三男の光圀の出生にあたって、流産を命じた。そのために二人は重臣三木之次夫妻の手によって、密かに頼重は江戸の三木邸で、光圀は水戸の三木邸で出生し、養育されたのであった。その後、頼重は京都へ送られた。そして、寛永一〇年（一六三三）の將軍家光の命のよる世子選定には、付家老中山信吉が水戸に派遣されて、光圀が選ばれた。

この間の立論は、立原翠軒の『西山遺事』中の「威公御妾媵の事」に依拠してきた、といえる。そこで最初にそれを紹介する。なお長文になるので傍注・割注と最後の直接この問題と関係ない部分は省略した。¹⁾

威公（頼房の諡号、注吉田、以下同じ）妾媵之内にてハ寿光院様最尊、次にハ円理院様おかし御料と云て甚権威あり。諸妾懷孕之時には必墮胎せしむ。久昌院様英公（頼重の諡号）ヲ御懷孕之時、墮胎せしめよとありし時、武佐殿（三木之次の妻）我宿にて下すへしと申て、糶町一町目の町屋へ下し奉りて、潜に免身せしめ、御誕生の男子をかくしそたて、京都へ遣す。滋野井殿（大納言季吉、三木夫妻の娘

* 経営情報学部経営情報学科、Tsukuba Gakuin University

の夫)の養子となし、御成長の後出家せしめ慈清院(天龍寺の塔頭)の弟子となり給ふ。

西山公御懐孕之時も、水戸にて如^レ此して柵町の家にて御産あるをかくしおき、四歳までそたて奉る。故備前守(付家老中山信吉)御城にて諸の御子達を見奉りし時、西山公備前守膝の上に御坐ありしを感じ奉り、必御迎を奉るへしと申て江戸へ参り、英勝院(家康の側室、頼房の養母)へ申て、將軍家へ上達す。其時ハ真源院様(支藩守山藩祖、頼房四男頼元)御惣領に立給ふへきを、將軍家成長の男子ありと聞召及はる由御尋あるにより、五歳の時江戸へ召させらるへき由、御内意あり。六歳の時御上り、御目見ありし也。

もちろん、翠軒の見解を盲目的に踏襲してきたのではない。ほかの史料、藩選の光圀の正伝といえる「義公行実」や、藩選の光圀の逸話集といえる『桃源遺事』などによって、修正・発展された。大きくは二点ある。第一に墮胎させたのは円理院一人に集中された。第二に頼元が家督の候補であるよりも、兄頼重が問題視されるようになった。

それにもかかわらず、大筋において翠軒の見解を踏襲してきたといつてよい。とくに方法となると、よりいっそうである。歴史学者として翠軒は史料の博搜に努めた人であったが、欠点はそれを分析し解釈しようとし²ない点にあった。右の翠軒の短文がいかに博搜のうえに書かれているか。実は割注のために省略したが、久昌院谷氏が側室に上がるときの事情を伝えた「栗田嘉休見聞抄」と、頼重出生の事情を伝えた「三浦市右衛門覚書」が記されている(なお、これらの史料に関しては後に取り上げる)。引用した本文は出典が記されていないが、「義公行実」などの史料を博搜した成果として書かれたと認めてさしつかえない。それだからこ

そ、大筋で長く踏襲されてきたのである。

しかしながら、史実の発見には努めるが、それらを分析し解釈しようとする²ない翠軒のような方法は、大きな疑問を残すことになる。それは多々あるが、最大の問題は、二人の息子の出生にあたって、世子選定にあたって、父親たる頼房の意思がみえてこない点である。頼房は人に依頼する意志の弱い人だったのであろうか。当然のこととして最近の光圀研究では、この問題を克服しようとする方向にある。

野口武彦は、光圀研究の基本的史料の一つである、西山荘で光圀の侍医を勤めた井上玄桐によって、光圀の死後間もない元禄一五年(一七〇二)に書かれた『玄桐筆記』に、次の一項があるのに着目して、仮説をたてた。³

亀丸様ハ御生質御虚弱にて、御成長被^レ遊かたく見へさせ給ひぬ。去るによつて、ある時、威公御戯のやうに、御長(光圀の幼名、注吉田)をは汝の養子にせよと被^レ仰ける。それよりをれか御長と被^レ仰けり。御啼声を聞召てハ、何とてをれか御長を啼すると御腹立有しと也。亀丸様御四歳の事也。世子に立給ふ前表にこそと後に申けるよし、高尾毎度申されき。左近語

頼房の二男で円理院佐々木勝の生んだ亀丸は、光圀が誕生した五ヶ月後の寛永五年(一六二八)十一月に夭折したが、頼房は虚弱な亀丸に見切りをつけて、この年就藩したときに誕生したばかりの光圀に会い、「世子への期待をかけ」たと推測した。そこにとどまらずに、墮胎を命じたのも「見せかけ」で、円理院からの圧迫をさけるために三木夫妻に養育を託したのだと推論した。⁴

瀬谷義彦は、英勝院が三木夫妻の懇願を受けて、將軍家光に世子決定を働きかけた。『徳川実記』によると、中山信吉が選定に

水戸に派遣された寛永一〇年（一六三三）五月前後に、家光は江戸城中で五回、頼房と会見し、また英勝院の甥の太田資宗をこの間に数回、水戸邸に派遣しているから、家光は頼房を説得したのだろうと推測した。そして、家光は「英勝院から強く要望された光圀を、世子に立てる」方針であったと論じた。⁵⁾

鈴木暎一は、野口・瀬谷の学説を肯定的にとらえて、次のように論じた。すなわち、『玄桐筆記』の伝える頼房が光圀を「御長」と呼んだことから、「長男として遇していた」と認めた。また、「表向き墮胎を命じ」たのは、円理院対策であり、三木夫妻に養育を依頼したのだと。一方、頼房がそのように扱われなかった理由は、「栗田嘉休見聞抄」を引用して、「正式に側室として採用される以前の懐妊だった」からだと言った。⁶⁾

世子決定に関しては、次のように論じた。円理院への配慮から頼房は慎重に事を運んだ。「三木夫妻と事前に打合せをしたうえで世子の件を英勝院に相談しその同意をえた。あるいはもともと頼房の内意を知る英勝院から」話があった。中山が寛永一〇年（一六三三）五月に水戸に選定に赴いたのは形式的な儀礼に過ぎなかった。この時期に江戸城で家光と頼房が何回も会見していること、英勝院の甥の太田資宗が水戸邸に二回派遣されているのは、「秘密裏に事を運んだ」ことを示していると論じた。⁷⁾

右の三人の学説は容認できるであろうか。まず、『玄桐筆記』で左近の伝える高尾の回想を確認しよう。左近とは、光圀の妻近衛尋子に付人として京都から来た女性である。⁸⁾西山荘では光圀の最後にあたって、「此数日前より女房達御前へ出入事をゆるし給ハす。只左近の局壱人そゆるされける」とされたほど信任の厚かった女性である。高尾は、元禄九年（一六九六）九月一四日に光圀が水戸の高尾の家を訪ねており、また「老女高尾の局か許の花を

見て⁹⁾」との光圀の和歌も残されている。高尾も光圀に信頼された老女であった。こうした二人の伝える話であるから、事実であると認めたくなる。

しかし、この種の話はより信頼度の高い、「義公行実」にも『桃源遺事』にも記載されていない。実はこの話は、『玄桐筆記』の第一項として記されている。なぜ玄桐は、この話を最初に記したのであるうか。それはおそらく、元禄一四年（一七〇一）六月に完成した「義公行実」にも、同年一二月に完成した『桃源遺事』にも、この話が記載されていなかったため、その後、翌年五、六月ころに玄桐が執筆したときに、こんな重要な話が脱落しているとの、思いを込めて巻頭に記したに違いない。生まれたころから、光圀は頼房に愛されていたことを暗示する、またとない証拠となる話だからである。

このまたとない逸話を、なぜ「義公行実」を編纂した安積澹泊らの彰考館総裁たちと、晩年の側近であった三木之幹を含む『桃源遺事』の編纂者たちは、採用しなかったのであろうか。彼らは、『桃源遺事』が最後に、「右は西山公（光圀の通称、注吉田）御一代之事共、逐一其証拠を正し記畢ぬ」と記したように、たしかと認められたことだけを記載したのである。それでは、なぜ不確実な話と判断されたのであろうか。

玄桐は、左近が高尾から聞いた話として伝えている。すなわち、又聞である。当然正確さは疑われる。そのうえ「汝」が誰か不明確である。高尾だとすると、「威公様御戯のやうに、御長をは汝の養子にせよと被仰ける」とは、高尾が頼房から光圀の養母になれと戯れとはいえ、いわれたという内容である。それでは本人が、主君の母になれたかもと「毎度申」していたということになるから、事実とすれば非常に僭越な話である。この話は左近が

玄桐に語ったというのだから、西山荘に勤仕していた多くの人が知っていたとみなしてよいと思われるが、話が違っていたか、僭越で証拠もない話なので、誰も取り合わなかったのではないだろうか。

しかし、私は「汝」は亀丸と解するが、この話は当時、承認されなかった。『桃源遺事』に次のように記されている点が重要である。¹³⁾

御母公西山公を御懐胎なされ候節、故有て水になし申様にと頼房公仁兵衛（三木の通称、注吉田）夫婦に仰付られ候所に、仁兵衛私宅にて密に御誕生なし奉り、深く隠し御養育仕候。

三木夫妻は、なぜ秘密に養育したのであるうか。見つければ、殺される可能性が大きかったからに違いない。光圀は誕生以来、こうした緊張した環境のなかに置かれていたのである。三木の幹たちは、こうした事実のみが確認できたのである。

英勝院に関しては、高松藩の記録によると、もっと積極的に重要である。ただし、英勝院の意向は光圀にあったのではなく、頼重にあったと記されている。この点は次節以下で述べる。

これまでの光圀の伝記を読むとき、光圀は名君であり偉人であるとの評価が先行しすぎている。そして、少なくとも世子となつて以後は、父頼房とのよき関係が強調される。それは翠軒以来というよりも、光圀の事蹟を伝えた『義公行実』『桃源遺事』以来といえる。

彼らは水戸家の家臣であったから、「溢美」¹⁴⁾に伝える立場にあった。このような伝統的な光圀観から離れて、我々はさらに史料を博捜し、それを厳密に分析し解釈しなければならぬ。私は先に『水戸光圀の時代』を刊行したが、そこでは光圀の実績と思想を取り扱い、伝記的な問題には深入りしなかった。本稿においては

残された問題の一つである、世子決定事情に関して考察しようと思う。

二 頼房と側室たち

光圀の父徳川頼房は、慶長八年（一六〇三）八月十日に徳川家康の一一男として、正木氏養珠院お万の方を母として生まれたが、慶長一五年七月に同じ家康の側室の太田氏英勝院お梶の方の養子となった。四歳の慶長一一年九月に常陸下妻一〇万石に封じられ、同一四年一二月に水戸二五万石に転封された。元和八年（一六二二）に三万石加増され、さらに寛永一八年（一六四一）の検地で三六万石を打出した。

頼房は將軍家を支える御三家の一つ、水戸家の藩祖であるが、御三家のなかで水戸家は尾紀に比べて一格、下であった。知行高をみても尾張家は六二万石、紀伊家は五五万石で水戸家は半分程度である。官位をみても尾紀の極官は従二位権大納言であったが、水戸家は従三位権中納言であった。そのかわり、江戸に近い水戸を居城とした水戸家は定府であり、参勤交代をせずに常に將軍家を支える立場にあった。ただし、頼房と光圀までは、しばしば帰国した。

頼房は「公資性剛毅ニシテ勇武人ニ過玉¹⁵⁾」と、武勇の人であったと伝えられる。逸話は省略するが、光圀も父の武勇談を「故中納言殿の御事、いろく武勇の御物語多し」と日乗が記したように、よく語ったようである。武勇の人であった頼房は、若いときは歌舞伎者であった。「公壮年ノ時、衣服佩刀ミナ異形ヲ好玉ヒ、頗ル行儀度アラス。幕府信吉ヲ召テ、譴責アラントス。」¹⁶⁾そのために中山信吉が必死の諫言をしたと伝えられる。戦国の風そのま

表
頼房子女（ほかにご落胤男子一人あり）

	名前	生存年代	母	成人後の地位
1	頼重	元和八年～元禄八年（1622～95）	谷久子	高松藩祖
2	通（つう）	寛永元年～寛文四年（1624～64）	佐々木勝	松殿道昭室
3	亀丸	寛永二年～同五年（1625～28）	佐々木勝	
4	万（まん）	寛永四年～元禄二年（1627～89）	佐々木勝	二千石家老太田資政室
5	捨（すて）	寛永四年～同八年（1627～31）	藤原氏	
6	亀（かめ）	寛永四年～明暦二年（1627～56）	野沢喜佐	將軍養女加賀前田光高室
7	光圀	寛永五年～元禄十三年（1628～1700）	谷久子	水戸家相続
8	菊（きく）	寛永五年～宝永三年（1628～1706）	佐々木勝	千石家老松平康兼室
9	小良（こや）	寛永五年～享保二年（1628～1717）	藤原氏	鎌倉英勝寺養女
10	頼元	寛永六年～元禄六年（1629～93）	佐々木勝	守山藩祖
11	頼隆	寛永六年～宝永四年（1629～1707）	藤原氏	府中藩祖
12	頼利	寛永七年～延宝二年（1630～74）	三木玉	三千石家臣
13	頼雄	寛永七年～元禄十年（1630～97）	佐々木勝	宍戸藩祖
14	頼泰	寛永八年～享保二年（1631～1717）	藤原氏	三千石家臣長倉松平家祖
15	頼以	寛永八年～寛文四年（1631～64）	丹波氏	三千石家臣
16	律（りつ）	寛永九年～正徳元年（1631～1711）	藤原氏	一万石家老山野辺義賢室
17	房時	寛永十年～天和二年（1633～82）	丹波氏	三千石家臣
18	不利（ふり）	寛永十年～寛文七年（1633～67）	某氏	明石三万石本多正利室
19	重義	寛永十一年～寛文八年（1634～68）	藤原氏	三千石家老雑賀重次養子
20	犬（いぬ）	寛永十一年～延宝三年（1634～75）	大井田氏	頼重養女肥後細川綱利室
21	藤（ふじ）	寛永十二年～天和元年（1635～81）	佐々木勝	三千石准家老真木景信室
22	竹（たけ）	寛永十三年～同十四年（1636～37）	某氏	
23	梅（うめ）	寛永十五年～元禄十三年（1638～1700）	某氏	千石家老宇都宮隆綱室
24	市（いち）	寛永十六年～宝永二年（1639～1705）	大井田氏	千石家老酒井忠治室
25	助（すけ）	慶安二年～宝永六年（1649～1709）	高野氏	二千石家老伊藤友次室
26	松（まつ）	早世		

まといつてよい一七世紀初期、時代に遅れて生まれた勇猛な若い武士たちは、歌舞伎者になつて憂さを晴らした。頼房もその一人だったのである。そして、女遊びを覚えた。
表は、頼房の子女をみたものである。頼房には公認された子と

して男子一人女子一人、合計二十六人の子があった。このほかに『日乗上人日記』によれば、光圀は元禄五年（一六九二）四月三日に江戸浅草の清光寺の住職と会っているが、編纂者は「頼房の落胤」と注記している。^⑬

頼房は公認されただけでも二人の子女をもうけたが、この数字はなにを意味しているだろうか。一つには多すぎると思われるが、大名の大きな職務の一つは血統を絶やさないために、複数の男子をもうけることであつた。そこにとどまらず、御家の安泰・発展のために沢山もうけることが期待された。父の家康は自覚してこのことを実行し、男子一人女子五人、合計一六人の子をもうけた。夭折した二人を除き、成人した彼らは徳川政権の成立と安定のために、大きく貢献した。
しかし、太平の世となつた頼房の時代にあつては、兄弟たちの家では子供の数は少なく、家庭的であつた。二代将軍秀忠は男子四人女子五人、合計九人の子をもうけた。このうち七人が正室の織田信長の姪、於江与の

方の所生である。そのうえ勝氣の於江与の方は側室を認めなかった。そのため末子で妾腹の子であった松平正之は、「故ありて御子の数になされず」、七歳のとき「保科肥後守正光に養育すべきよし密旨あり」て、保科家を相続したのであった。²⁴⁾

ほかの成人した男子は三代將軍家光と徳川忠長である。女子もきちんとしたところに嫁いだ。すなわち、豊臣秀頼（後に本多忠刻）・前田家・越前松平家・京極家、そして後水尾天皇の皇后になつた東福門院である。²⁵⁾

尾張義直には正室の浅野幸長の娘に子ができず、側室の津田氏の生んだ一男一女の子があつた。息子はもちろん二代光友である。娘は広幡大納言に嫁した。紀伊頼宣の正室、加藤清正の娘にも子ができず、四人の側室から三男二女の子をもうけた。男子一人は夭折したが、二人の息子は二代光貞と西条松平家初代の頼純である。娘は鳥取池田家と家光の正室鷹司氏の弟で江戸に召された松平信平に嫁した。²⁶⁾

頼房の兄弟たちは大名家から正室を迎え、側室をもつたとしても子供の数は家庭的な範囲にとどまった。成人した男子は將軍・大名となり、女子は大名や天皇・公家（頼宣の娘の一人はこれに準じる）に嫁した。みな徳川政権の安定に寄与したといえる。

二六人の子女をもうけた頼房は正室をもたなかった。頼房の側室としては八人確認できるが、それ以上いたことはたしかである。²⁷⁾ およそ家庭的でない。それではどのような女性が側室になつたのであろうか。

表の1と7の頼重と光圀の母は、すでに述べたように久昌院谷久子である。彼女は鳥居忠政の家臣であつた谷重則の娘であつたが、水戸家に老女として仕えていた母の側にいたので、頼房の寵愛をえたと伝えられる。²⁸⁾

2の通、3の亀丸、4の万、8の菊、10の頼元、13の頼雄、21の藤の母は、円理院佐々木勝である。彼女は生駒一正の家臣、佐々木政勝の娘である。弟の藤川正盈は『水府系纂』に、「元和六年威公二奉仕ス、時二九歳ナリ。姉円理院ト同居シ、奥方ニ於テ勤仕ス」と記されている。彼女は慶長七年（一六〇二）生まれであるから、元和六年（一六二〇）には一九歳であつた。頼房の寵愛を受けるようになったので、弟も召抱えられたといえる。女中奉公をしていたのであろう。

5の捨、9の小良、11の頼隆、14の頼泰、16の律、19の重義の母は寿光院藤原氏である。彼女は興正寺権僧正昭玄の娘である。²⁹⁾ 6の亀の母は野沢喜佐である。彼女は扶持取の家臣、野沢常古某の娘で、出産後「七夜ノ中ニ死ス。十六歳」と『水府系纂』に記されている。12の頼利の母は真了院三木玉である。彼女は三木之次の兄で播磨の光善寺住職長然の娘であつた。

15の頼以と17の房時の母は原善院丹波愛である。³⁰⁾ 20の犬と24の市の母は真善院大井田七である。³¹⁾ 25の助の母は高野氏である。18の不利と22の竹と23の梅の母は、「某氏」とのみ伝えられている。26の松に至つては、『徳川諸家系譜』には「女子」とあるだけであり、『茨城県史料』所載の系譜には「女子早世」とあるだけである。³²⁾ 『桃源遺事』所載の系譜では、「名は松、出生数日にして早世、他諸子と前後を知らず。故にここに附す」とあつて、助の前に記されている。³³⁾ 『水戸紀年』には記されていない。

水戸藩の家臣の系譜集である『水府系纂』で確認できる側室は、兄弟が召抱えられた谷久子と佐々木勝、藩士の娘であつた野沢喜佐と姪であつた三木玉のみである。『水府系纂』は元禄になつて編纂され始めたので、初期に退転・絶家となつた家は記載されない場合が多い。実は野沢家も常古一代のみであつた。記載漏れに

ならなかった理由は、將軍の養女となり、加賀百万石に嫁した龜の実家だったからであろう。龜ほど榮進しなかったとしても、家臣の娘であったとしたならば、側室となり主君の子を生むことは名譽なことなのであるから系譜に記載し、また絶家になったとしても『水府系纂』は記載したのであろう。そこでいえることは、残った四人プラスαの側室たちは、水戸藩士の娘ではなかった可能性が高いことである。そのうえ、不利・竹・梅・松の母親の姓名は不明である。なぜ名前が伝わらなかったのか。その理由は、女子のみ生んだ身分の低い女性だったからに違いない。

大名の子、とくに若君を生んだ側室は厚遇されるのが普通である。かならず召抱えなければならぬということではないが、それは谷氏や藤川氏にみられたように、一族・兄弟の新規召抱えとなる。しかし、藤原氏と丹波氏にはこの形跡がない。藤原氏は僧侶の娘であるから、兄弟がなかったであろうか。女子のみ生んだ二人プラスαにもこのことはなかった。

右のことから、頼房は正規の手続きをへて側室を迎えたのではなく、三木玉のような例外はあるが、女中奉公に屋敷に上がっていた女性や、出先で身分の低い女性たちに手を着けていったことが連想されるのである。

それでは生まれた子女は、どうなったのであろうか。御三家の子女にふさわしい地位をえたであろうか。誕生した二六人の子女のうち一男三女は早世して、成人したのは男子一〇人女子二二人、合計二二人である。⁽³⁵⁾

男子のうち大名になったのは、頼重(高松一二万石)、光圀、頼元(守山二万石)、頼隆(府中二万石)、頼雄(宍戸一万石)のみである。残りの頼利・頼泰・頼以・房時は光圀が寛文元年(一六六一)に相続したとき、領内の地三千石をそれぞれに分知

した。⁽³⁶⁾ また重義は三千石の家臣雑賀家を相続した。

女子のうち大名・公家に嫁したのは、通(松殿道昭室)、龜(家光養女前田光高室)、不利(本多政利室)、犬(頼重養女細川綱利室)の四人のみである。また小良は英勝院の養女となって、鎌倉の同寺を相続した。ほかの七人は家臣に嫁いだ。すなわち、万は二千石の家老太田資政室、菊は千石の家老松平康兼室、律は一万石の家老山野辺義賢室、藤は三千石の准家老真木景信室、梅は千石の家老宇都宮隆綱室、市は千石の家老酒井忠治室、助は二千石の家老伊藤友次室になった。

頼房の子女の地位・縁付先を見ると、將軍家と尾紀とが男子はみな將軍・大名になり、女子はみな大名・天皇公家と結婚したのに比べて、見劣りがする。男子のうち四人は三千石分知されたといっても、実質上、家臣となったのである。⁽³⁷⁾ 一人は家臣の養子になった。女子も七人が家老級とはいえ、家臣に縁付いた。

幕府としても厚遇しようと努力した、といえる。頼重は寛永一六年(一六三九)に下館五万石、同一九年に高松一二万石に封じられた。頼雄は三千石を相続のときに光圀から分知されたが、天和二年(一六八二)に幕府から宍戸一万石に取立てられた。頼元と頼隆も相続のときに光圀から二万石を分知されたが、元禄一三年(一七〇〇)に幕府から守山と府中の二万石にそれぞれ取立てられた。⁽³⁸⁾ 水戸家の四連枝といわれる分家である。四家で知行高は一七万石である。これを尾紀と比べると、いかに厚遇されたかが理解される。尾張の分家は高須三万石、紀伊の分家は西条三万石が存続したのみである。ほかに尾張には天和三年から享保一五年(一七三〇)まで梁川三万石、紀伊には元禄一〇年から宝永二年(一七〇五)まで丹生三万石があった。⁽³⁹⁾

幕府の厚遇にもかかわらず、男子のうち五人は大名になれず

家臣となった。女子も七人が家臣に嫁した。この意味するところは、頼房の子女の数の多さは常軌を逸していたことである。頼房は子供の将来を考えもしないで、水戸徳川家が必要とする家族計画をもたず、つぎからつぎへと多い年には三人も子供を誕生させたのである。

武勇に勝れ歌舞伎者であった頼房は、御三家水戸家の当主であった。成人するとともに、そのような生活態度は、公的表面的には許されなくなつたに違いない。前に中山信吉が必死の諫言をしたことを記した。『水府系纂』には、次の話が伝えられている。三木之次の妻の武佐は、頼房のお気に入り乳母の姉で、後陽成天皇の皇后の中和門院の命婦であった。妹が死んで頼房があまりに悲しむので、似ていた彼女を家康の命で頼房に附属させることを天皇に求めた。勅許が下つて頼房の附属になった。そうした武佐だったから可能であったのであろう、「寛永中威公御若氣ノ事共有ノ由」秀忠が「不満」に思つたので、武佐が老中土井利勝の家に行き、弁明して解決したと。

時代に遅れて生まれた頼房は勝れた武勇の才能を發揮する場をえられず、その憂さを晴らす場さえ奪われていつたのである。頼房はそれを、身近かにいて思うがままになる女性たちに求めたに違いない。当然そこには真実の愛情など望むべくもなかった、といえよう。

三 頼重と光圀の誕生

元和八年（一六三二）七月一日に頼房の第一子頼重は誕生した。懐妊を知つた頼房は流産を命じた。そのために江戸の三木邸で密に出生したのだが、その事情を高松藩の「家譜」は次のように伝

える。⁽¹¹⁾

初め谷氏懷孕之際、頼房相憚義御坐候て、出生之子養育致間敷との内意にて、（此時頼房兄尾張義直・紀伊頼宣ともに未だ男子無^レ之に付相憚義の由、其後光圀も内々之次か別荘にて谷氏之腹に出生候得共、其節ハ尾・紀ともに男子出生以後に付、追て披露有^レ之候由に御坐候）谷氏を仁兵衛へ預け申候処、仁兵衛義窃に頼房養母英勝院（東照宮の妾太田氏）へ相謀り、同人内々之指揮を得候て、出生之後仁兵衛家に養育仕候。然るに江戸表に差置候ては故障之次第も御座候二付、寛永七年庚午六月九歳にて京都へ指登し、滋野井大納言季吉卿ハ仁兵衛内縁御座候二付万事相頼ミ、大納言殿内々之世話にて洛西嵯峨に閑居仕候。

そして、寛永九年（一六三二）一一歳で江戸に帰つたとある。流産を命じられた三木は英勝院の指揮を受けて養育していたが、「故障」があるので九歳のときに、内縁（季吉は三木の娘の夫）のある滋野井大納言に依頼して、京都に送つたといふのである。

『桃源遺事』の記載も大略同じであるが、少し違っている。一つには、京都に送つたのは二歳のときで、一六歳まで京都にいて「出家」させる予定であつたと記されている。⁽¹²⁾この点は次に取上げる。ここで注目したいのは、右に引用した「家譜」でかっこに入れた部分は細字注であるが、この部分がない点である。水戸に伝わった史料でこの部分を伝えているのは、前節で指摘した立原翠軒の『西山遺聞』が紹介した「三浦市右衛門覚書」である。「家譜」がこの部分を本文にしないで注記としたのは、確証がもてなかつたからであらう。たしかに「追て」とあるのは多少問題があつたようにも臭わすが、光圀のときには問題がなかつたように記すのは、正確でない。

三浦市右衛門とは、光圀は唯一の子である頼常が出生するとき
に流産を命じたが、伊藤玄蕃夫妻が出産させ、頼重に依頼して高
松に送ったときに、頼重の命を受けてその任にあたった人物であ
る。伊藤の依頼に頼重は次のように述べて了承したと『桃源遺事』
は伝えている。⁽⁴⁾

此段頼重殿へ玄蕃ひそかに申上ければ、其方手前にて養育仕
候義成かたかるへし。我方へ遣し候へ。成長の後よきやうに

こしらへ歸し申へしとて、兵部君（頼常の通称、注吉田）を
早速讃洲高松へ御むかひ取、御そたてなされ候。

なぜ頼重はただちに引取って高松に送ったのであろうか。父が
自分たちにしようとしたことを、光圀が生まれてくる子にしよう
としている、と認めたからに違いない。さきに引用した高松藩の
「家譜」に、頼重が九歳のときに「故障」があつて京都に送った
と記されていたが、「故障」とは命が危険にさらされたことを意
味しているのである。

ところで、三浦は頼房・頼重と仕えたが、当時は浪人であつ
た。⁽⁵⁾ 身分も高くなかったからこそ、密に送り届けるのに適役とさ
れたのであろう。したがって、三浦の覚書の信憑性は十全たりえ
ない。右に引用しただけでも、光圀に関する説明は正しくない。
そうではあつても、その任にあつた者として、三浦は彼なりに
考えもし、調べもしたのであろう。それ故に、彼の覚書はそれなり
に重視すべきである。ここでは「此時頼房兄尾張義直・紀伊頼宣
ともに未だ男子無⁽⁶⁾之に付相憚候義の由」は、一考に値する。た
しかに当時、尾紀には子供が誕生していなかった。

頼房はなぜ正室をむかえなかったのであろうか。その理由とし
て二説伝わっている。一つは翠軒が『西山遺聞』に引用した「栗
田嘉休見聞抄」である。この記録は頼重と光圀の流産の問題にふ

れることなく、頼重でなく光圀が世子となった理由を、久昌院公
久子が奉公に出る前に、すなわち側室になる前に頼重が生まれた
からだとする。信憑性の薄いものであるが、一応一見しておこ
う。⁽⁸⁾

久昌院様いまた御召仕にても無⁽⁷⁾之内、御忍ひ御懐胎に御な
り被⁽⁸⁾成候ゆへ、源威公様御意にも久昌院様御奉公に御出候
様にと、谷平右衛門妹ゆへ度々被⁽⁹⁾仰付⁽¹⁰⁾候得共御請不⁽¹¹⁾仕、
其時源威公様御意には御一生御簾中御入被⁽¹²⁾成間敷候。出し
候様にと被⁽¹³⁾仰付⁽¹⁴⁾候。其時平右衛門御請申上候。

久子が妊娠したので頼房が「奉公」、つまり側室になるよう求
めたが、兄に断られたので、頼房は「簾中」、つまり正室はもた
ないと約束したというのである。ここで父母が交渉相手でなく、
兄が出てくるのはおかしい。『水府系纂』によると、鳥居家に仕
えていた久子の父は寛永七年（一六三〇）に死亡したから、まだ
生存中である。母は水戸家の老女であつた。そのうえ、兄平衛門
重祐が水戸藩に仕えるのは寛永中とあつて、当時は保科正之に仕
えていたと思われる。

武家社会にあつて主君は絶対権力者であつた。そのうえ、娘が
主君の側室になるのは名誉なことであり、自家の繁栄ともなるか
ら、少なくとも母は拒否できる、する立場にはいなかったといえ
る。⁽¹⁵⁾ 父も兄も異論があつたとは思えない。頼房が正室をもたない
などと約束するとは、とうてい考えられないのである。もう一つ
の説は一考に値する。次のように伝えられる。⁽¹⁶⁾

威公御一代御室これなき故は、威公御幼少の時台徳公（秀忠
の諡号、注吉田）の御前にてどれぞの聲にしたりと台徳公仰
られけるを、台徳公の御台所御傍におわしまして、あの様な
るいたづらな人を、誰か聲にせうぞとありければ、御一代そ

れを御腹立終に御室これなき由。

右の話をそのまま認める必要はない。ただ伝えられていないが、御三家水戸家の若い当主であった頼房には、將軍家をはじめ多方面から縁談が持ち込まれたはずである。いくら歌舞伎者であったとしても、逆にそれをやめさせるためにも、それを拒否し続けることはきわめて難しかったに違いない。それにもかかわらず、断りとおせたのは、なにか事情があつて、將軍はじめ周囲のものも無理強いできなかったからではないだろうか。たしかな理由は不明であるが、頼房は正室を迎えて行動の自由を制約されることを嫌い、とくに女性に関して自由奔放に生きる道を選んだのである。

頼房がいつから女遊びを始めたか正確にはわからないが、前節でみたように円理院佐々木氏の弟藤川正盈が召抱えられたのは、元和六年（一六二〇）であつた。この年、頼房は一八歳である。なお本稿での年齢はかぞえてある。歌舞伎者だつた青年頼房に、それから二年たつて頼重が生まれる。はじめて子供が出来ると思つたとき、歌舞伎者の青年頼房はどう思つたであろうか。正室を迎えていなかった若い頼房に、子供をもうける考えはなかつたであろう。まずい、どうしようと思ひ、二人の兄のことが思ひ浮かんだとしてもおかしくない。

右の私の推論を裏付ける史料はない。ただ次の二点はたしかにいえる。一つには頼房が若いときに將軍秀忠の不興をかつた理由は、歌舞伎者で正室をもたなかつたことと無縁ではありえない点である。第二に歌舞伎者として自由奔放に生きていた水戸家当主、家中に対して絶対権力者であつた二〇歳の頼房が、はじめての子に流産を命じたのは、きわめて個人的な感情的な問題だといふ点である。そこに世間的な、一見合理的な理由付けは不必要である。二番目の子である通は寛永元年（一六二四）に生まれた。この

時点でも尾紀に子供はいない。尾張義直の最初の子光友は寛永二年に生まれた。紀伊頼宣の最初の子光貞は寛永三年に生まれた。なぜ可能だったのか。伝えられていないが、頼重問題がおきて以後、誕生するということの意義を家臣たちは諫言し、親戚筋も説得して、頼房も納得したからに違いない。そして、寛永四年以降は表にみるように、毎年二人、三人とうまれるようになった。

しかし、寛永五年（一六二八）の光圀の誕生にあつては、ふたたび頼房は流産を命じた。第一節にもみたが『桃源遺事』には、次のように記されていた。

御母公西山公を御懐胎なされ候節、故有て水になし申様にと頼房公仁兵衛夫婦に仰付られ候所に、仁兵衛私宅にて密に御誕生なし奉り、深く隠し御養育仕候。

理由は「故有て」とだけで具体的に明らかにされていない。そして、「密に」水戸の三木邸で誕生し、養育されたのである。もちろん、頼房に知れると生命の危険があつたからである。

なぜ頼房は、久昌院谷久子にふたたび流産を命じたのであろうか。表をみると、これ以後彼女は子供を生んでいない。それと違つて、これ以前に子を出産したほかの側室のうち死亡した野沢喜佐はべつとして、円理院佐々木氏と寿光院藤原氏はその後も出産し続けるし、側室の数も多彩になる。明らかに光圀の出産を機に、久子は頼房の寵愛を失つたのである。それでは、なぜ久子は頼房の寵愛を失つたのであろうか。この種の男女の問題は、ささいな感情のもつれからも起こりうる。しかし、私にはそうした水準でない、大きな問題が作用したと考える。それは頼重の存在である。頼重は寛永七年（一六三〇）九歳のときに京都に送られた。『桃源遺事』では二歳とあるが、次節で述べるように水戸の頼重の京都市行きと帰還の扱いは、弟の光圀が世子となつたことを合理化す

るために操作されているから、高松の記録のほうが信頼できる。

三木之次の妻武佐は頼房の乳母の姉で、頼房に気に入られていたことは前節に記した。その縁で之次を頼房は「乳母兄」と呼んでいたと『水府系纂』は記している。これだけ信頼されていた三木夫妻だったからこそ、二人の兄弟を密に誕生させ、養育できたのである。しかし、頼重が九歳のときに京都に送ったということは、もはや夫妻の力では守りきれなくなったことを意味する。頼房は頼重が誕生し、どこかに生きていることを知って激怒したのである。露顕した時期は久子が光圀を妊娠したころなのである。ただし、久子から漏れたとすれば、三木夫妻が疑われるから、久子からではない。むしろ、頼重の安全のために久子は一切語らなかった、とみなせる。

命令にそむいて出産し事情を語ろうともしない久子が、ふたたび出産することを頼房は認められなかったし、もはや寵愛することもなくなった。三木夫妻が頼重を育てているとは気付いていなかった頼房は、ふたたび三木夫妻に託して流産を命じた。命じられた三木夫妻は、頼重を探し始めた頼房をみて、今度はより安全な水戸で出産させ、養育したのである。

右は頼重と光圀の出生に関する私の推論である。たしかに実証する史料などはないし、もっといろいろと考えられて、考察が不十分である。たしかな点は、頼房は正常な家庭をもとうとはしなかった人物であったことである。

四 世子決定

寛永一〇年（一六三三）に光圀は世子に選定された。しかし、水戸藩の光圀に関する公式な記録といえる『桃源遺事』にしても、

「義公行実」にしても、それは將軍家光の命であり、そこに父頼房の意志は示されていない。『桃源遺事』には次のように記されている。⁽²⁵⁾

同十年癸酉、頼房卿御世継いまた定らざりしに大樹家光公の上意にて中山備前守丹治信吉（家康公より頼房卿へ御附遊ばし候御家老也）水戸へ下り御子様方を撰ひ奉りけるに西山公熨斗をとらせられ、備前守を爺ヂヤイとめされ下され候。御子様方の中に御様子御勝れ被_レ遊候故、備前守江戸へ登り言上いたし、御世つきに御定り被_レ成、同年江戸へ御登りなされ候。此時御年六ツ。

すなわち、將軍家光の命によって付家老の中山信吉が水戸に下って、諸公子のなかから光圀を選定したとするのである。「義公行実」には次のように記されている。⁽²⁶⁾

十年癸酉、大猷公（家光の諡号、注吉田）命じて諸子を択ぶ。五月、老臣備前守中山信吉水戸に來り。諸公子に調しこれを試みる。群公子皆修飾して出で見ゆ。公時に六歳、信吉を見て呼ぶに爺を以てす。直に盤上の打鯨を把りこれに賜ふ。信吉大に悦びて拜受し、公を抱いて曰く、真に吾が郎君なり。すなはち歸りて大猷公に告ぐ。迎へて江戸に至る。十一月、立ちて世子となる。

中山は五月に水戸にきて、一月に光圀は世子に決定したと記すほかは、『桃源遺事』と大筋で同じである。両書とも頼房に言及されることがない。これはどうしたことなのであろうか。頼房は光圀を世子とするにあたって、いかなる態度をとったのであろうか。

ところで、光圀はいつ公子と認められたのであろうか。寛永八年（一六三一）四歳の光圀が三木邸近くで遊んでいて、真弓山の

等覚院に城にいるべき子として不審がられた有名な話が、『桃源遺事』にも「義公行実」にも記載されている。光圀は寛永八年から一〇年の間に公子と認められたことになる。それは英勝院の秀忠への歎願によると認められる。前節に引用した高松藩の「家譜」は、続けて次のように英勝院の歎願を記している。⁽⁵⁵⁾

英勝院様は台徳院殿御懇意に被_レ成遣_一候に付、其方には実子も無_レ之老年使_レりなく可_レ存候。何なりとも望も候ハ、可_二申上_一由仰_レ之処、身_二於_レ何之望_一も無_レ御座_一候得共、水戸家にて惣領之男子御座候ニ、世上を被_レ憚義候て久しく隠し置御座候。何卒折を得候て達_二御耳_一度兼々願罷在候由申上候処、其儀は只今迄曾て御存知無_レ之候。早々呼下し可_レ申との旨ニ付、則水戸家へ相達し、九年壬申十二月十一歳にて江戸へ帰り水戸邸中ニ罷在候。

英勝院は「惣領之男子」、すなわち跡継の男子が、「呼下し」と秀忠が命じているから京都に隠れ住んでいると言上した。これに応えて秀忠はただちに水戸家に「呼下」すように命じた。その結果、頼重は寛永九年（一六三二）に江戸に戻ったのである。このとき、光圀も公子と認められたと判断される。

英勝院の歎願がいつなされたかは記されていない。『高松藩記』は「寛永八年中」とする。秀忠は同年六月から不例となり、翌年一月二四日に死亡するから、それ以前のことになる。

水戸の記録では右の話は非常に違っている。『桃源遺事』によると、三木夫妻は「英勝院尼公へ御内談」し、出産させたが、「披露成かたき趣二付、御二歳」のときに京都に送り、「十六歳迄天龍寺の塔頭慈濟院」にいたと記す。そして英勝院の歎願を述べて、次のように記するのである。⁽⁵⁷⁾

扱頼重殿御事、英勝院尼公大樹家光公へ被_二仰上_一、御執立

進せられ候。仍_レ之其節家光公頼房卿へ仰遣され候ハ、頼重殿を御取立あそハされ候御礼ハ御無用なるへし。御自分には御捨候て知り給ハさる子也。今我拾ひ候間、御礼に及不_レ申との御事也。

歎願の相手は家光にかわっているのみでなく、内容も大名への取立になっっている。なぜ、高松と水戸とで違いが生じるのであるうか。『桃源遺事』の内容は、弟だった光圀が世子になった点を合理化するために操作されたためと思われる。家光に頼房が「捨」てた子を「拾」ったといわせているのは、よくこのことを示している。

二歳のときから任官する前年の一六歳まで京都にいた頼房の「知り給ハさる子」というのは、捨てた子であることを強調するとともに、頼重を超えて光圀が世子に選ばれたことを合理化するものであるが、しかし、これでは等しく三木夫妻によって養育されたにもかかわらず、頼重だけがなぜ放置されたのか、また光圀がなぜ公子と認められたかが、わからなくなる。そのうえ、御礼はなされた。『徳川実紀』は頼重が寛永一六年（一六三九）七月一三日に下館五万石に封じられたとき、頼房も登城して「謝し奉らる」と記している。⁽⁵⁸⁾

したがって、この件は高松側の記録のほうが信頼できる。英勝院は、「惣領」跡継としての頼重の公認を求めたのである。寛永八年（一六三二）ころのこととみなしてよい。なぜそういえるかというと、一つには右にみた秀忠の健康問題である。二つには前節でみたように、寛永七年六月に頼重は京都に送られた。身の危険が迫ったといえる状況に陥ったのである。英勝院は心を痛めたであろう。そしてもう一点、尾張光友は寛永七年五月三日に従五位上に叙せられた。⁽⁵⁹⁾ 紀伊光貞も翌八年五月三日に従五位上に叙せ

られた⁽⁶⁾。二人は尾紀の世子に内定したといえる。御三家で水戸家だけが世子未定となった。英勝院は、言上する絶好の機会が到来したと感じたであろう。

英勝院の言上は、寛永八年（一六三一）五月ころになされたと考えられる。秀忠はただちに水戸家に命じた。しかし、頼重が江戸に着いたのは翌年一月である。なぜこんなに遅れたのであろうか。『高松藩記』はその理由として、秀忠の不例と死亡をあげるが、秀忠の死亡は寛永九年一月であるから、遅すぎる。

頼重の帰郷が遅延した理由を明記した史料は、ほかに見出せなかった。ところで、光圀は兄を超えて世子になった理由を「その伯は疾し、その仲は夭す⁽⁶⁾」と書いている。頼重が病氣だったので、世子になったと述べているのである。頼重は江戸に帰ってから痲瘡を患い、回復するのに一年余もかかったと伝えられているから、幼年期の頼重は病弱で、そのために帰郷が遅れたと考えられる。

病弱な頼重の遅延は、世子の第一候補としての資格を失わせ、急遽光圀が浮上した。光圀は寛永九年（一六三二）五月三日に従五位上に叙せられている。光圀は世子に内定したといえる。この事実は『桃源遺事』『義公行実』の伝える、世子となったのは寛永一〇年との記述と矛盾する。そのため小宮山楓軒は、『水戸義公年譜』にこの叙位は追書であると、次の注記をつけた。

綜貫・口宣案 ○臣秀（風軒の諱、昌秀の一字、注吉田）按ずるに、当時公いまだ世子に立たずして叙位、疑ふべし。蓋し後年、この歳月日を追書して位記を賜ふなり。

綜貫とは、光圀の時代から水戸藩で書き続けた徳川氏全体の系譜集である『源流綜貫』のことである。そこに記されていたのである。そのうえ、口宣案もあった。楓軒は世子決定は寛永一〇年と絶対前提にするから疑うのである。むしろこの事実こそが、そ

こに至るまでに曲折のあったことを暗示していると、理解すべきである。それでは、それはなにか。

この場合、日付が五月三日である点が注目される。尾張光友の従五位上の叙位は七年五月三日であった。紀伊光貞は翌年の五月三日であった。なぜ五月三日が選ばれたか、私にはわからない。しかし、光圀の叙位が九年の五月三日であったのは、偶然ではありえない。おそらく幕府はたんに「総領」の頼重を世子と決めるように求めたのではなく、この日までと時間的限定をつけたのである。

幕府としては自由奔放に生きて、家の問題に無頓着な頼房が発して、いつまでも決定しないことを氣遣ったのである。一方、宗家の将軍家の命とはいえ、自家の世子を早急に決定せよとの、しかも自分が認めていない子に決定せよとの幕命は、頼房に非常な不快感を抱かせたに違いない。頼房は自分が子として認めているなかで年長の頼元を世子とするつもりであったようだ⁽⁶⁾と、中村願言の『義公遺事』は次のように伝えている。

於勝殿（円理院佐々木氏、注吉田）腹二第四子刑部君（頼元の官職、注吉田）有^レ之ケルヲ、江戸へ御呼ヒ上セヲキナサレ、亀丸君ノカハリニ総領ニ御立可^レ被^レ成勢ヒニ相見へ、イマタ極マラサルナリ。

幕府は三代家光以来、長男子相続制を採用していた。正室がいれば正室の子が優先されるが、頼房にはいない。したがって、頼重が公認されれば、当然第一候補は頼重になる。しかし、頼重は病弱で京都から下つてこない。かくして指定された期限内に決定するために、次男は早世していたので三男の光圀が、世子に決定されたのである。ただし、五月三日付の位記が発給されたのは、幕府の一方的な決定か、頼房が期限がきたので不承不承届け出た

なのかは、明確でない。おそらく前者である。光圀が最初にえた位は従五位上で尾紀と同格であったが、これは尾紀より一格低い扱いを受ける水戸家としては、破格の扱いであった。それだけ幕府は強く圧力をかけていたと、考えられるからである。しかも、その後も頼房は光圀擁立に否定的であったと、みられるからである。

紀伊光貞は九年四月一日に將軍に拜謁した。世子たることが正式に公認されたといえる。同年七月七日に従四位下常陸介に昇進した。尾張光友は国許にいたために拜謁が遅れたが、一〇年五月二三日に拜謁し、同年九月五日に従四位下右兵衛督に昇進した。そして、光圀もこの日に従四位下左衛門督に昇進した。拜謁は一一年五月九日である。

右の人事は二つの点で異例である。一つには光圀が尾紀と同等の従四位下の位にあることである。破格であるが、ここにとどまらない。官職をみると、光友の就任した右兵衛督は従五位上が相当官である。光貞の常陸介は正六位下が相当官である。光圀の左衛門督は正五位上が相当官である。つまり官職をみると、光圀がもつとも格式の高い職に就いたのである。もちろん官職は形式だけで職務上の意味はないが、格式を重んじる封建社会のなかにあつて見過ごすことのできない事実である。

さらに光友と光貞は、拜謁をしてから従四位下に昇進したが、光圀は拜謁する前に昇進した。幕府は強く光圀が世子になることを期待し、頼房に最後通牒を發したといえる。

頼房は寛永四年（一六二七）から七年にかけて毎年水戸に帰国したが、八年から一年にかけては帰国していない。この事実も頼房の消極的姿勢を示している。頼房は自分の眼で光圀を確認しようとしなかったのである。その一方で、頼房は光圀の不安材料

を論つたに違いない。

そのために寛永一〇年（一六三三）に、付家老の中山が世子選定に將軍の命により、水戸に派遣されたのではないだろうか。「義公行実」によれば、それは五月のことであり、決定は一月であった。この時期、『徳川実紀』によれば、將軍家光と頼房がしばしば江戸城で会っている。そのうち儀礼でなく頼房が家光と二人で会見した可能性があるのは、四月一〇日、二十二日、五月八日、六月一三日、八月二五日、九月一日、一二日である。また、四月一九日、五月五日、六月五日に、英勝院の甥の太田資宗を水戸邸に家光は派遣している。当然、光圀問題が取上げられたであろう。しかし、それは指摘されるような側室円理院佐々木氏対策などではありえない。頼房への説得である。

寛永一〇年（一六三三）五月に中山信吉が水戸に来て光圀の人格を確認し、一月に世子になることが決定した。一二月に光圀は江戸に上つたと伝えられる。しかし、この時点においても頼房は、光圀を世子にすることに消極的であつたと思わせる史実がある。

江戸に上るとき、頼房は大森信一ら二人を小姓に取立てて光圀に附属させ、江戸に同行させた。二人とは『水府系纂』の大森信一の条に、次のように記されている。

寛永十年癸酉、切符ヲ賜テ小姓トナリ義公ニ奉仕ス。今年義公初テ水戸ヨリ江戸ニ到給フ。因テ信一十五歳ト共ニ小姓十二人ヲ附属セラル。忍穂丹後利重十歳、望月宗七郎仁尚十一歳、蘆沢主税吉広十二歳、茅根伊之介為宗十一歳、佐野孫介盛之十四歳、中沢弥宗源泰十六歳、有賀半三郎正信十五歳、深沢左門某、鈴木五郎作某、大久保某、松岡与平治某。是信一ト同列タルヲ以テ此ニ贅ス。

この一二人はどのような家格の子弟なのであろうか。父兄の当時の禄高と役職を『水府系纂』によって確認すると、以下のとおりである。ただし、望月と鈴木は確認できなかったが、家老の鈴木家と奉行を勤めた望月恒隆の家族でないことはたしかである。

大森信一は八〇〇石足輕頭であった尹貞の次男であった。忍穂利重は三七〇石大番組兼奉行であった利則の次男であった。蘆沢吉広は二〇〇石大番組であった吉郷の次男であった。茅根為宗は二〇〇石江戸奥方番頭であった為道の一子で、為道が寛永五年（一六二八）に死亡したので二〇〇石を相続し、小姓を勤めていた。佐野盛之は二〇〇石目付先手足輕頭を勤めた佐野盛興の一族であった。中沢源泰は二〇〇石大番組であった忠行の次男であった。有賀正信は二〇〇石大番組か書院番組か小納戸役であった正勝の弟である。深沢某は一五〇石大番組であった重正の子で、後に三〇〇石大番組であった跡部円正の養子となった左門某である。大久保某は二〇〇石大番組であった庄左衛門某の弟の庄次郎某である。松岡某は二〇〇石大番組であった正信の弟の正広である。

ところで、水戸藩士のうち上士門閥といえるのは当時、藩政府の老中を兼務した大番組・書院番頭以上の家である。その禄高は、大番組で八〇〇石以上、書院番頭で五〇〇石以上であった。すなわち、水戸藩で上士というものは、本来五〇〇石以上の家を指すのである。町奉行や郡奉行を勤める一〇〇石以上が中士で、それ未満が下士とみるのがよい、と私はとらえる。

この基準で見ると、光圀に附属された一二人の家は、大森を除いてみな中士層である。しかも、茅根以外は庶子であり、部屋住みの無役の身であった。この人的構成が問題なのである。

跡継に附属の若者をつけるということは、將軍・大名にとって

次代の御家を託する重要な問題であった。それ故に有力な家臣の優秀な子弟が選ばれた。たとえば、慶長九年（一六一四）に九歳で家光に附属した松平信綱は、当時従五位下右衛門佐、禄高は一〇〇〇石にみたなかったが、後に二万二一〇〇石の大名になった叔父の大河内松平正綱の養子で長男であった。ただし、信綱は別家を建てた。また慶長一五年に九歳で家光に附属した阿部忠秋は当時一五〇〇石、後に従五位下、大名格の五〇〇〇石になった忠吉の跡継であった。二人とも家光政権を支えた中心人物になった。

光圀に附属された一二人は家格という視点からは、大森以外は見劣りがする。彼らは優秀な人材であったであろうか。それを知るために、次に『水府系纂』で彼らが就いた最高位と禄高をみてみよう。

大森は光圀の西山移住にともなって、四〇〇石の西山家老になった。忍穂は五〇〇石の書院番頭兼老中にまで出世した。蘆沢は三〇〇石の持筒頭である。茅根は三〇〇石の新番頭である。佐野は二〇〇石の留守居足輕頭である。中沢は二〇〇石の大番組である。有賀は知行取になったとは記されずに御腰物番である。深沢は郡奉行であった養父跡部が、寛永検地の年貢増徴のために起きた強訴の責任をとらされて、正保元年（一六四四）に切腹に処せられたのに連座して、切腹になった。大久保は「程なく江戸で死す」とある。松岡も知行取になったとは記されずに新番組で終わっている。

光圀の藩政を支える老中になったのは、忍穂一人である。彼は目付・用人・奉行を経て貞享三年（一六八六）に老中になったが、藩政府のその上の役職である大老に就任することなく、元禄三年（一六九〇）に六七歳で死亡した。光圀を支える重鎮とは、およ

そいえない人物である。ほかに老中に登用しようと光圀が試みたと思われる人物が二人いる。大森と茅根である。

茅根は万治元年（一六五八）に小姓頭、寛文七年（一六六七）に用人になった。ここから奉行・老中・大老と昇進するのが一つの出世コースなのだが、天和三年（一六八三）に新番頭に移動して終わった。大森は寛文二年（一六六二）に小姓頭となり、進物番頭をへて延宝五年（一六七七）に供番頭になった。供番頭も老中への出世コースである。しかし、翌年に「望請テ役ヲ辞ス」と、辞職してしまった。詳しい事情はわからないが、光圀は老中にするには不適合と認めたとはいえない。

結局、一二人のうち老中までなったのは忍穂のみであり、彼も老中どまりであった。光圀の藩政を支えた、大きく支えたといえる人物は一人もいない。彼らが優秀でなかったこと、少なくとも政治向きでは光圀に信頼されなかったことを示している。

政治向きでは信頼されなくても、個人的人間的に信頼されることはある。この種の人材として『桃源遺事』は、「近藤儀太夫貞久・牧野与惣衛門孝和・三吉五郎衛門広元、此三人の者共、西山公の御側近く数十年御奉公仕」と記している。⁽²⁸⁾二人の誰もはいっていない。このうち私が『水府系纂』で確認できた近藤貞久は、二五〇石書院番組頭であった正高の次男であった。正保二年（一六四五）に小姓に召出され、光圀に奉仕した。順次出世して、三〇〇石に役料二〇〇石を加えて貞享元年（一六八四）に書院番頭になった。側近として信頼された理由としては、妻が光圀の乳母の養女であった点は無視できない。⁽²⁹⁾

頼房は優秀な上士の子弟を中心に光圀の附属の小姓を編成しない、中士の凡庸な子弟を中心に編成したといわねばならない。彼らは光圀政権を支える人材とならなかったのみでなく、私的に

も光圀の信頼を大きく勝ち取る存在にならなかった。この事実は、頼房が真実光圀に水戸家の次代を託そうとしていたか、疑念を生じさせるのである。

光圀を世子に選定することに、頼房は最後まで抵抗し、決定したのちも機会があればとの思いを抱いていた可能性が高い。頼房にしてみれば、尾紀が世子を決定したので水戸家も決めなければならぬ時期かと思いついたころだったのであろう。そこに幕府から自分が認めていない頼重を指名してきた。しかも、早急にと期限まで定めてきた。このことは自由奔放に生きてきた頼房としては、また水戸家の当主頼房としては、非常に不快であったに違いない。しかも、頼重は病弱で期限までに江戸に來れなかった。すると、幕府はこれまた頼房が認めていなかった光圀を指名してきた。頼房の不快感は増大し、激怒したに違いない。だが相手は宗家の將軍である。抵抗し不服従をしても、頼房は所詮は従わざるをえなかったのである。

右のように私は、光圀がどのようにして世子に選ばれたかを、考えてみた。この問題も、たしかな史料が欠如するなかでの考察である。そうではあっても、残されたわずかな関係史料をみて、私は頼房が光圀を世子にしようとしたとは、とても思えない。まして愛していたとは、とても思えないのである。

五 父に愛されなかった光圀

頼房が世子になった光圀を、愛さなかったと直接記した史料はない。しかし、一八歳の立志に至る光圀に関する史料を読むとき、私はそう解さざるをえない。

寛永十一年（一六三四）光圀七歳のとき、頼房は夜、昼に処刑

して桜の馬場に晒首にした首を取って来いと光圀に命じた話と同
一六年一二歳のときに浅草川を泳いだ話は、武勇を重んじる頼房
の武断的な教育と、それに積極的に応える少年光圀の美談として
語られてきた。本当にそういえるであろうか。

前者の話は、生首を取って来いと命じたこと事態が異常だと、
私は思う。しかも、数え年七歳の子供にである。『桃源遺事』に
よると、四町ほど離れていて、「道細く水流れ木立しげ」つてい
た。暗闇のなかで手探りで首を求めた。帰りは「幼少故御力叶ハ
ず、もとゝりを御とり、引ず」って休みながらであった。

頼房が命じたとき、「御前に相話候老女を初め女房達甚おそ
しき事に思」った。七歳の子にさせるには、あまりに苛酷な命令
と思つたのである。女性たちの浅はかな弱弱しい心根と、父子の
武勇の精神を対照して、武士の鑑として父子を讃えてきた。しか
し、この評価は逆であるべきである。たしかに武士は武道に優れ、
困難に打勝つ精神をもたなければならない。そのためには幼児か
らの教育は大切である。しかし、暗闇のなかを、整備されていな
い道を四町も歩いて、生首を取って来いと、七歳の子にはたす
命令として、あまりに常軌を逸していると、私は認めざるをえな
い。

後者の浅草川の話は、『桃源遺事』⁽⁸¹⁾では、光圀はよく泳ぐので
試しに浅草川へ行き、頼房が先に光圀が後に着いて泳いで渡った
ことが、簡潔に記されている。しかし、その頭書には次のように
記されている。

追加 此時近臣にて送り奉る。元来頼房卿の御夙志にハあら
ぬを、君あやまらせ給ふならハ飛入て助奉らん本意也とそ。
藤田将監といひ伝ふ。

この話を伝えた藤田将監とは、世子時代の光圀の傳で、後に老

中准家老になった人物である。寛文一二年（一六七二）に死亡し
たから、子孫に伝えられた話なのであろう。これによると、川を
渡ったのは親子二人だけでなく、近臣たちが溺れたときのために
舟で伴走した。当然のことといえる。問題なのは光圀が溺れて死
ぬことを、「元来頼房卿の御夙志にハあらぬを」と記した点である。
「夙志」とは「早くからの志」の意味である。したがって、ここ
では否定しているが、このような表現は、頼房が光圀の死亡を期
待していたことを暗示している、と読める。もちろん素直に読め
ば、「志に反して溺死しては」の意味である。だが、この紛らわ
しい「夙志」の用語が使われた理由があるに違いない。

この意味で、浅草川の話をより具体的に記した『玄桐筆記』が
注目される。玄桐は「十二の御歳、浅草川御遊被_レ遊事、御行実
に見えたれとも、猶も書付申候」と、「義公行実」の記述は不十
分だとして、より詳しく書いた。なお「義公行実」は「桃源遺事」
より簡略であるが、内容的には光圀が一人で泳いだと読めるほか
は、『桃源遺事』と変わらない。⁽⁸²⁾

玄桐は浅草川に着いて、頼房は光圀に次のように語つたと記し
ている。⁽⁸³⁾

威公浅草川へ御成有て、お長此川游_レき歟と御尋有。游て見
可_レ申候と御答あり。さらハ游て見よと被_レ仰出。御供者と
も無_レ勿体_レ御事なり、自然御あやまち候ハ、何とか可_レ仕と
面々諫奉_レけれハ、威公被_レ仰けるハ、いやとよ、我子ならハ
游へし、自然溺死とてもそれほどの不器用者、生立置ても詮
なし、少も悔むまし、とくくおよき候へとて、小舟に乗ま
いらせて、西の岸へ着まいらせ、東へむけて游しめ給ふ。

光圀が泳ぎが得意であったか否かは、書かれていない。お供の
者たちは事故でもあってはと諫言した。それに答えて頼房は、「自

然溺死とてもそれほどの不器用者、生立置ても詮なし、少も悔むまし」と言い放った。泳ぎ切れずに溺死するなら、それでもかまわないといったのである。そして、光圀一人で泳いだ。川は寛永飢饉のために、「餓死の骸水上より数多流下ける」状態であったと、玄桐は記している。

『玄桐筆記』によって、浅草川の話も頼房の厳格な武士教育と、それに応えた光圀の美談として讃えられてきた。しかし、戦場で追い詰められたならともかく、愛子に対して死んでもかまわないからやれ、と慈父はいうであろうか。当時としても異常に感じられたからこそ、藤田将監は「元来頼房卿の御夙志にハあらぬを」と、紛らわしい表現をしたに違いない。

理想的な武士の父子の美談として伝承されてきた右の二つの話は、美談ではなく、実は頼房が光圀を愛していなかったことを示していると理解すべきである。愛していなかったからこそ、周りにいた人たちが異常に思える命令を、頼房は光圀に発したのである。

頼房は大名である。父子は多くの男女の家臣に囲まれて生活していた。創業の荒々しい時代は過去だった。大名家は家臣の主人として、安定した理想的な御家であることが求められた。父は父らしく、子は子らしく道徳に反しない振舞いである。右の二つの逸話からは、父の難題に誠実な子であろうとして懸命に努力する、可憐な少年光圀が思い浮かぶ。

頼房としても、立派な父として振舞うように心懸けたに違いない。たとえ自分の意にそぐわない選定によって光圀が世子となつたとしても、決定した以上、跡継として尊重しなければならぬ。しかし、自由奔放に生きてきた頼房にとって、時にその不満が表面化して、逸話にあるような苛酷な命令を光圀に発したのである

う。

日常的には頼房はよき父、少なくとも表面的にはよき父であろうとしたに違いない。しかし、それを少年だった光圀が、どう感じたかは別問題である。なによりも正常な家庭が営まれていたとは思えない。少年時代、光圀は誰と寝食を共にしたのであるか。母とは同居したのであるか。これらに答える史料を私は見たことがない。表をみてわかるように、光圀が江戸に来た寛永一〇年（一六三三）以降も、頼房は子供を出産させ続ける。母の下には通わずに、ほかの側室たちと性生活を営む頼房を、光圀はどうみていたのであるか。次のことはいえる。光圀は誤って頼常を出生させたが、それを除けば生涯女性を近づけない人生を送った人である。こうした女性観を光圀がもつようになった理由は、父頼房の旺盛な性生活と無関係だとは思えない。

ところで、兄の頼重は寛永一六年（一六三九）に下館五万石に封じられた。一九年には高松一二万石に転封になった。一方光圀は一七一年に従三位右中將になった⁽⁸⁶⁾。この年『水府系纂』によると、小野言員、伊藤友玄、内藤高康の三人の傳がつけられた。二人の将来は間違いなく確定された。頼重は独立大名になった。一方、公卿になった光圀は水戸家の世子の地位をますます固くし、傳による本格的な教育が始まった。しかし、このころから光圀は歌舞伎者になった。

そのために傳の小野言員は、第一条に「ごんごだうだんのかぶき人に御ざ候」と書いた諫言書を認めた⁽⁸⁷⁾。全一六条からなるこの諫言書には、第五条に頼房が熱海に湯治に行ったときに、光圀に意見をすることが書かれている。頼房が熱海に行ったのは、寛永二〇年（一六四三）一月一〇日から一月四日にかけてである⁽⁸⁸⁾から、この諫言書は翌正保元年（一六四四）ころに書かれたもの

である。

光圀はなぜ歌舞伎者になったのであろうか。一ついえることは、父を真似たことである。第七条に弟たちと、第九条に身分の低いものと色好みの話をする。第八条には草履取の長屋へ一人で行くとある。これは男色を連想させる行為である。そのせいか表をみると頼房は寛永一七年（一六四〇）以降、子を作ることがまれになる。子供の教育を考えて、身を慎むようになったのであろうか。

歌舞伎者になることで光圀は、何を欲したのか。少なくとも、どうゆう結果になると予想されたのか。傳である小野は、悪い結果になることを恐れて認めた。

第二条のはじめは、「御こうぎの事、御おや様のおほせ、世上のひはんなにともおほしめし候ハて、好き勝手なことをしていると批判している。將軍・親・世間から認められる人物のなれと諫めたのである。將軍の不興をかえばどうなるのか。第三条は「御まへ様世上にてあしくとりさた仕、上様御みみにも入候へバ、これほと御ふかうなに、くらべ可申事これなく候」と始まる。悪い噂が將軍の耳に入れば最大の不孝だと述べている。なぜだろうか。第三条中の次の一節がその理由を明らかにしている。なお「そし」とは庶子の意味である。

御そしなれとも御だうりかな、御かたくになされ候水戸様の御めがねさすかにてと、人々申やうに御身を御もち候。

すなわち、嫡子を家督に立てるのが当然なのに、頼房は庶子の光圀を選んだ。この選定は「さすか」と評価されるような行為をするように求めた。逆にいえば、頼房の眼鏡違いと、頼房の信用問題に発展し、それはさらに廢嫡になりかねない事態になると憂慮しているのである。さらに続けて「御そしを御かたくに御たて

なされ候。此御おんの所、いかなれば御わすれ」かと、庶子なのに世子となった親の恩を忘れるなど、親孝行を説いた。

小野は庶子であったのに、世子に選んだ親の恩を忘れるなど説いた。それは逆にいえば、光圀が深くこの点にこだわっていたことを示唆している。以下、小野は多方面から光圀に親孝行をし、世間の評価をえるように説いた。そして最後の第十六条は、「御まへ様悪しく御なり候へハ、御家中の諸侍・万民、御りやうぶんの百姓已下まで、やみにまよひ候」と書き出している。家中・領民が「やみにまよひ候」とは、暴君となって暴政を施す、そのはての改易を氣遣っているといえる。そして最後に頼重と比較して、次のように述べた。

た、いま侍従様（頼重の官職、注吉田）を御ハたもとにてほめ事に仕候ハ、御こうぎの事御たいせつにおほしめし、御しるにての御さほう御じんたうに、しよんにに御むき御いんぎんにて御れいぎた、しく、御身なり、又御ふく、御わきざし、御こしの物の御こしらへにいたるまで、御じんたうに候て、御くかひを大事にあそバし、御おや様へ御かうくの御心ざしふかく、万事御おや様の御意に御したがひなされ候ゆへに人みなこぞりてほめ申候。御おとりなされ候と世上のひはん御あひ候ハ、万事すたり申候。御ちからを御いれ候て御くふうあそバし、御ふんべつかんじんに存たてまつり候事。

評判のよい頼重と比較して、「御おとりなされ候と世上のひんに御あひ候ハ、万事すたり申候」と指摘している。傳である小野は、このままいって頼重と比較されるようになっては「万事すたり候」と、光圀は地位を失い、代わりは頼重だと心配していると認められる。小野は光圀が庶子であることを氣にして世子の地位を失いかねない歌舞伎者になっっていることを憂慮して、諫言し

たのである。

嫡子の兄を超えて世子となった。このことに思い悩んで、兄の子に家督を譲るとは、正保二年（一六四五）光圀一八歳の立志の第一条である。光圀が廢嫡になるのでは、と小野を憂慮させるほどひどい歌舞伎者になった理由は、同じとみてよい。だが、それだけであろうか。

小野は繰り返し繰り返し親孝行を説いた。親とは頼房のことである。光圀は頼房に反抗的であった。典型的には第五条に、熱海に行ったときに頼房が意見をしたが、光圀は「御いけん御き、なされず」御そむきなされ候「態度であった。なぜ光圀は反抗的で、親不孝を繰り返したのか。その理由は、光圀には頼房から真実愛されているとは感じられなかったからと、私には思われる。

光圀は庶子である自分が世子に選ばれた事情を、いつ知ったかは明らかでない。小野は頼房が選んだように書いていたが、この時点で光圀が知っていたとしてもおかしくない。周辺に仕えるものは皆知っていたと、前提できるからである。それでは、なぜ光圀は世子であることを納得したのであるうか。

武士の教育を受けた光圀の思想は、武士の思想そのものである。それは君主への絶対的な忠誠を説く南朝正統論を主張したことに、よく示されている。思い悩んだ世子の地位を受け入れた理由を隠退して水戸に帰ったときに家臣たちに、「我、弟を以て封を襲ぐ。公命辞すことをえす」と説明したと、「義公行実」は伝えている。「公命」將軍の上からの命令であるから拒否できない。光圀が世子たることを受け入れた理由は、そこにあったと認められる。そして、光圀は終生、世子になったのは將軍の命だからと、断じていたのである。そこに父頼房はない。

庶子であるにもかかわらず、父の選定でもなく世子になったこ

とを知ったとき、もし父頼房の愛情を強く感じていたとしたならば、小野が憂慮して諫言するような事態には陥らなかったに違いない。また家督の問題で過度に思い悩まなかったに違いない。光圀は父頼房の真実の愛を求めて悩んだのではないだろうか。

光圀は一八歳の立志のとき、家督を兄の子に譲る決意をしただけでなく、それをたしかにするために、子を作らないと決意した^④。そして、唯一の子である頼常が生まれるとき、二節で述べたように流産を命じた。父と同じことを光圀はしようとしたのである。光圀にとって父頼房は、よい意味でも悪い意味でも、否定できない大きな存在であったと、私には思われる。

光圀は謎の多い人である。とくに出生から立志までは謎だらけともいえる。その理由の一つは、名を伝えることに意を注いだ光圀が、みずから神秘化したからである。そこにとどまらず、この問題に関しては水戸家が恥ずべき部分は隠したからといえる。隠せなかった部分はよいように解釈してきたのである。そのためにも本稿も推論の積み重ねである。研究ノートにとどめたのは、そのためである。

(1) 『西山異聞』『水戸義公伝記逸話集』二二三―二四頁、吉川弘文館、一九七八年。なお本書では「本理院」とあるが、『水府系纂』などの諸書では「円理院」とあるので訂正した。

(2) 歴史学者としての翠軒の評価は、拙著『寛政期水戸学の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）のI―Iを参照。

(3) 『玄桐筆記』『水戸義公伝記逸話集』二三頁。『玄桐筆記』の執筆時期に関しては、拙著『水戸光圀の時代』（校倉書房、二〇〇〇年）の二―2を参照。

(4) 野口武彦『徳川光圀』七二―七四頁、朝日新聞社、一九七六年。なお引用は七三頁。

- (5) 瀬谷義彦『水戸の光園』八六～八九頁、茨城新聞社、一九八五年。なお引用は八九頁。
- (6) 鈴木暎一『徳川光園』一〇～一三頁、吉川弘文館、二〇〇六年。なお引用は、二一、二三頁。
- (7) 同右書、二六～二九頁。なお引用は、二八頁。
- (8) 同右書、一一頁。
- (9) 『桃源遺事』『水戸義公伝記逸話集』一一九頁。
- (10) 『日乗上人日記』五二頁、日乗上人日記刊行会、一九五四年。
- (11) 『常山詠草』『水戸義公全集』中、一三三頁、角川書店、一九七〇年。
- (12) 『桃源遺事』前掲書、一九四頁。
- (13) 同右書、九〇頁。なお野口(前掲書、七二頁)と鈴木(前掲書、一二頁)は「汝」を高尾とする。
- (14) 『玄桐筆記』前掲書、六一頁。
- (15) 『水戸紀年』『茨城県史料近世政治編Ⅰ』四六〇頁、茨城県、一九七〇年。
- (16) 『日乗上人日記』二七七頁。
- (17) 『義公遺事』にも家康が、「腰力²⁾と秘蔵スヘシ、サヤハシラサル様ニ可仕トナリ」(『水戸義公伝記逸話集』六七頁)など、中村願言に光園が語った話が記されている。
- (18) 『水戸紀年』前掲書、四五〇頁。
- (19) 『日乗上人日記』一六八頁。
- (20) 同右書、一七六頁。
- (21) 『寛政重修諸家譜』第一、二五五頁、統群書類従完成会、一九八三年。
- (22) 『徳川諸家系譜』第一、四二～四七頁。統群書類従完成会、一九九二年。なお、このほかに二歳で夭折した側室の生んだ男子がいる。
- (23) 『徳川諸家系譜』第二、一九九～二〇〇、二二七～二三八頁。なお頼純に関して『徳川諸家系譜』第三、三五頁。松平信平に関しては『寛政重修諸家譜』第二十一、六八頁。
- (24) 『水戸紀年』には二六番目の松を除く子女の出生の日と母の苗字が記されている。ただし、三人は「某氏」とある。前掲書、四四一～四五四頁。
- (25) 『水府系纂』彰考館所蔵、茨城県立歴史館写真版。なお以後、水戸藩士と家族に関してとくに断らないかぎり、同書による。
- (26) 『義公遺事』前掲書、六九頁。
- (27) 『徳川諸家系譜』第三、一五九頁。
- (28) 『西山遺事』前掲書、二二三頁。
- (29) 院号は『日乗上人日記』六〇頁。名は同書、七二三頁。ただし、後者では院号は証真院となっている。証真院とは、松平采女の母の院号である(『西山過去帳』『水戸義公全集』上、四一七頁)。
- (30) 院号は『西山過去帳』前掲書、四二二頁。名は『日乗上人日記』七七頁。
- (31) 院号と名は『日乗上人日記』三三六頁。なお本書には苗字は「大井」となっている。
- (32) 『徳川諸家系譜』第二、二五二頁。
- (33) 『茨城県史料近世政治編Ⅰ』三四頁。
- (34) 『桃源遺事』前掲書、八七頁。
- (35) この前後の子女の記載に関しては、(32) (33) (34) の水戸家の諸系譜による。
- (36) 『水戸紀年』(前掲書、四六二頁)には三千石分知されたのは「房時君頼雄君頼利君」と記されている。これでは頼泰と頼以が抜けてしまう。しかし、五人は頼元と頼隆が分封の礼に將軍家光に謁見した寛文元年一〇月二八日に、等しく初見の礼を取っているから、対等であったとみるべきである。鈴木前掲書(八九頁)も五人に分知したと記している。
- (37) なお後年まで存続したのは、頼泰の長倉松平家のみである。
- (38) 正確には頼元は元禄六年に死亡したから、守山二万石に取立てられたのは子の頼貞である。
- (39) 『徳川諸家系譜』第二、二〇二～二一七頁。
- (40) 同右書、二二九～二四〇頁。
- (41) 『徳川諸家系譜』第三、一〇四～一〇五頁、なお、かっこ内、原文細字注。

- (42) 『桃源遺事』前掲書、九四頁。
- (43) 『高松藩記』二四～二五頁。『三浦市右衛門覚書』『新編香川叢書史料篇(一)』(新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年)三～三頁。
- (44) 『桃源遺事』前掲書、一二七頁。
- (45) (43)と同じ。
- (46) 『西山異聞』前掲書、二二三～二二四頁。
- (47) 『義公遺事』(前掲書、六九頁)には、「久昌院様ノ御母儀殊ノ外御腹立ニテ源威公御難儀ナサレ」とあるが、なぜ妊娠に立腹したか書かれていない。歌舞伎者の殿様では今後どうなるか、心配したとも考えられる。
- (48) 『桃蹊雑話』二頁、歴史図書社、一九七九年。
- (49) 『徳川諸家系譜』第二、二〇〇頁。
- (50) 同右書。
- (51) (13)と同じ。
- (52) 『桃源遺事』前掲書、九一頁。なお、かっこ内、細字注。
- (53) 『義公行実』『水戸義公伝記逸話集』前掲書、一二頁。なお元禄の旧版では「信吉、威公に告ぐ」(同上書、三頁)と、中山は頼房に報告したとする。引用した享保の改訂版は安積澹泊が、旧版の不備を調査して訂正したものである。
- (54) 『桃源遺事』前掲書、九〇頁。『義公行実』前掲書、三二二頁。
- (55) 『徳川諸家系譜』第三、一〇五頁。
- (56) 『高松藩記』三頁。
- (57) (42)と同じ。
- (58) 『新訂増補国史大系徳川実紀第三篇』一四四頁。吉川弘文館、一九九〇年。以後、『徳川実紀』と記す。
- (59) 『徳川諸家系譜』第二、四一頁。
- (60) 同右書、一三七頁。
- (61) (56)と同じ。
- (62) 「梅里先生碑陰并銘」『水戸義公全集』上、一九二頁。
- (63) 「小神野夜話」『新編香川叢書史料篇(一)』八三二頁。
- (64) 『徳川諸家系譜』第二、四六～四五〇頁。
- (65) 『水戸義公年譜』『水戸義公伝記逸話集』二八九頁。
- (66) 『義公遺事』前掲書、六九頁。
- (67) 『徳川諸家系譜』第二、二三七～二三八頁。
- (68) 同右書、二〇〇頁。
- (69) 小宮山楓軒は『水戸義公年譜』(前掲書、二八九～二九〇頁)に、『源流綜貫』と口宣案を出典として寛永一〇年九月五日に光圀はこの官位に叙任されたと記したが、ふたたび「按ずるに、また位記を追賜するなり」と注記した。さらに「故に日次記、十三年七月六日、左衛門督に任ずるに作る。御系図大全十三年六月六日に作る」と指摘している。なお楓軒は同年譜の寛永一三年の条に光圀の元服は記すが、叙任は記していない。「日次記」などは典拠とすべき文献と認めなかったと判断される。しかし、寛永一三年叙任説は享保八年版の『義公行実』(前掲書、一一頁)以来存在した。そこには出典は記されていないが、寛永一三年に「七月六日、元服を加へ、従五位上に叙す。従四位下左衛門督を累歴」したと書かれている。なお安積澹泊は「義公行実」の改訂にあたって、水戸藩の公的な文献はみたが、水戸家の私的文书はみれなかった(拙著『水戸光圀の時代』二一2・3を参照)。そして、『茨城県史料近世政治編I』(三三三頁)に収められた、明治初年に水戸家が政府に提出した「常陸水戸徳川家譜」では、「寛永十三年七月六日、従五位上、同年同月同日従四位下左衛門督」と記載され、水戸徳川家の正式見解になっていた。しかし、これでは世子になった光圀が二年以上わたって無位無官であったことになり、同日に昇進した点とあわせて、かえって不自然である。こうした誤った見解が採用された理由は、一つには光圀が世子になる以前に叙任されていたと認めることがおかしいと考えたからである。また尾紀をみると一般的でありかたにしがって、光友は寛永一七年三月四日に元服したときに参議兼右中将になり、光貞は同九年七月七日に元服したときに従四位下常陸介になっているから(『徳川諸家系譜』第二、四一・四三頁)、光

閉も元服したときに官位をえたと考えたのであろう。次に『徳川諸家系譜』第二には、御三家二代の三人の履歴は二ヶ所に書かれている。すなわち「幕府祚胤伝」と御三家それぞれの系譜においてである。両者はおうおう一致しないが、大抵は書き方の精粗の問題である。しかし、光貞の従三位昇進は明らかに矛盾している。「幕府祚胤伝」では、光圀たちが従四位下に昇進した一〇年九月五日に「従三位」に昇進したとするが、紀伊家の系譜では、一七年三月二九日「任参議右近衛中将叙従三位」とある(同上書、四三・三三八頁)。一方、尾張の光友は一七年三月四日に参議兼右中将になり、同年七月一日に従三位になっている(同上書、四一・二〇〇頁)。光圀は「幕府祚胤伝」では一七年三月二九日に右中将、同年七月一日に従三位とあり、水戸家の系譜では一七年七月一日に従三位中将とある(同上書、四六・二五〇頁)。御三家の昇進は平行して実施されることが多く、光貞の従三位昇進は寛永一七年と判断した。

- (70) 『徳川実紀』第二篇、六三二頁。
 (71) 『水戸市史』中卷(一)、四七頁。
 (72) 『徳川実紀』五九四・五九六・五九七・六〇〇・六〇九頁。
 (73) 同右書、五九六・五九九頁。
 (74) 『西山異聞』前掲書、二一四頁。
 (75) 『水戸市史』中卷(一)、二三六頁。ただし、光圀の時代をへて、老中は三〇〇石以上のものが就任した。なお水戸藩の職制に関しては、拙著『水戸光圀の時代』の三―三を参照。
 (76) 『寛政重修諸家譜』第四、三九二・三九四―三九六、四〇一頁。
 (77) 同右書第十、三六一頁。
 (78) 『桃源遺事』前掲書、一四二頁。
 (79) 『水府系纂』の近藤定久の項には次のように書かれている。「義公の乳母(鍋島甲斐守直澄家士神田十郎左衛門某カ妹也)ヲ娶テ三男ヲ生ム」(かっこ内、原文細字注、以下同じ)。従来、光圀の乳母は『西山遺事』(前掲書、二二三頁)の「西山公へ御乳付したるハ布施友雪母なり」の記述にしたがってきた。しか

し、『水府系纂』で布施友雪の父政次の項をみると、「劍持図書某カ女(威公ノ老女客人カ女姪)ヲ娶テ一男ヲ生ム」とあるのみである。また劍持図書の項でも、その娘の注記に「布施十衛門政次妻」とあるのみである。

- (80) 『桃源遺事』前掲書、九一頁。
 (81) 同右書、九二頁。
 (82) 『玄桐筆記』前掲書、二三頁。
 (83) 『義公行実』前掲書、三〇四・二一頁。
 (84) 『玄桐筆記』前掲書、一三三―一三四頁。
 (85) 光圀の女性問題に関しては、拙著『水戸光圀の時代』の二―三を参照。
 (86) 『徳川諸家系譜』第二、四六・二五〇頁。
 (87) 『西山異聞』前掲書、二二六―二二六頁。
 (88) 『徳川実紀』第三篇、三三四・三三五頁。
 (89) 『義公行実』前掲書、六・一五頁。
 (90) (85)と同じ。

